

砂川市条例第24号  
令和7年12月9日

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「

基準日が12月1日である場合
100分の230
100分の115
100分の60

」

を

「

基準日が12月1日である場合
100分の235
100分の118
100分の61

」

に改める。

第2条 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

在職期間	割合	
	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6か月	100分の232.5	100分の232.5
3か月以上6か月未満	100分の116.25	100分の116.25
3か月未満	100分の60.45	100分の60.45

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (経過措置)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。